

特定事業所集中減算に係るQ & A

◎ 制度全般に関することについて

Q 1 特定事業所集中減算について知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合、どこを見ればわかりますか。

A 1 葛飾区役所公式ホームページの「事業者情報 > 申請・手続き > 福祉関連 > 特定事業所集中減算について」に、葛飾区に提出する様式等を掲載していますので、参考にしてください。

Q 2 9月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A 2 80%を超えているかどうかは、9月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

- ① 前期…判定期間 3月分から8月分まで→減算適用期間 10月分から3月分まで
- ② 後期…判定期間 9月分から2月分まで→減算適用期間 4月分から9月分まで

例えば、平成30年3月から8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※ 本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還になります。

Q 3 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護サービスを位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A 3 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例のような場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

◎ 基本的な提出方法等について

Q4 提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

A4 下記の宛先へ郵送をお願いします。(提出期限必着)

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

葛飾区福祉部介護保険課管理係

Q5 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である等の正当な理由に該当している(と思われる)。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A5 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください(正当な理由に該当するかどうかは、葛飾区の基準で判断します)。

Q6 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A6 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。

Q7 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。

A7 必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のある者が確認していることがわかるように保存することが望ましいです。

Q8 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が郵送となっていますが、郵送方法はどちらがよいですか。

A8 普通郵便でかまいません。配達を確認する場合、レターパックや配達記録などの方法でも受け付けます。

なお、届出書様式のコピーと返信用封筒(要切手貼付)を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。

(平成 30 年度前期以降)

Q9 3月(9月)15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A9 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れそうな場合は、事前に連絡のうえ、速やかに提出してください。

Q10 3月(9月)末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。

A10 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月(9月)末廃止」と記載してください。

Q11 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式1-11)」(加算届)も提出する必要がありますか。

A11 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。

Q12 Q11の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

A12 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に葛飾区介護保険課管理係へ提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。

◎ 計算方法等について

Q13 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A13 その月に給付管理(報酬請求)したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。

(平成 30 年度前期以降)

Q14 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A14 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q15 介護予防は件数に含まれますか。

A15 含まれません。

Q16 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A16 含まれません。

Q17 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A17 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q18 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A18 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ1件ずつカウントします。

(具体例)

訪問介護の利用者 100 人のうち、A法人のみ利用が 80 人、B法人のみ利用が 15 人、A、B両方利用しているのが5人の場合、

A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q19 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するということでしょうか。

A19 計算は上位2つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事

(平成 30 年度前期以降)

業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。

Q20 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A20 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Q21 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

A21 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Q22 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

A22 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

◎ 正当な理由について

Q23 「日常生活圏域」とは何ですか。

A23 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。詳細については葛飾区ホームページ「トップページ」> 区政情報 > 計画・報告 > 高齢者・障害者 > 第7期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました」に掲載しておりますので、そちらを確認してください。

Q24 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

A24 事業所の情報については、東京都からの情報提供及び葛飾区に届出等のあった内容に基づき、葛飾区ホームページ「トップページ」> 事業者情報 > 申請・手続き > 福祉関連 > 特定事業所集中減算について」に掲載しておりますので、そちらを確認してください。

Q25 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

(平成 30 年度前期以降)

A25 葛飾区では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Q26 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

A26 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)

電話 03-3344-8515

また、とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)も参考にしてください。

◎ 通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて

Q27 平成 28 年 4 月 1 日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わりましたが、継続して通所介護を利用している者も多いことから、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護」という。）のそれぞれについて分けて計算する必要があるのでしょうか。

A27 特定事業所集中減算に係る届出書のうち、通所介護等については、平成 30 年 4 月以降においてもそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

※ (平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A Vol.1 (平成 30 年 3 月 23 日)
問 135 参照)